

7/14/04

RECORDED
TR

07-16-2004



102792790

To the Director of the U.S. Patent & Trademark Office: Please record the attached original documents or copy thereof.

1. Name of conveying party(ies):

ASCII Corporation

- Individual(s)
- General Partnership
- Corporation-State
- Other _____
- Association
- Limited Partnership

Additional name(s) of conveying party(ies) attached?
 Yes No

2. Name and address of receiving party(ies):

MediaLeaves, Inc.
34 Shinanomachi
Shinjuku-ku, Tokyo, Japan

- Individual(s) citizenship _____
- Association _____
- General Partnership _____
- Limited Partnership _____
- Corporation-State _____
- Other _____

RECEIVED
U.S. PATENT & TRADEMARK OFFICE
JUL 14 11 53 AM '04

If assignee is not domiciled in the United States, a domestic representative designation is attached: ? Yes No
(Designations must be a separate document from assignment)
Additional name(s) & address(es) attached? Yes No

3. Nature of conveyance:

- Assignment
- Security Agreement
- Other Change of Address (10/15/2002)
- Merger
- Change of Name (11/18/2002)

Execution Date: 11/18/2002 and 10/15/2002, respectively

4. Application number(s) or registration number(s):

A. Trademark Application No.(s)

B. Trademark Registration No.(s) 1,285,130

Additional numbers attached? Yes No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

H. Henry Koda
KODA & ANDROLIA
2029 Century Park East, Suite 1430
Los Angeles, CA 90067-3024

6. Total number of applications and registrations involved: [1]

7. Total fee (37 CFR 3.41) \$40

- Enclosed
- Authorized to be charged to deposit account

8. Deposit account number: 11-1445

(Attach duplicate copy of this page if paying by deposit account)

DO NOT USE THIS SPACE

9. Signature.

H. Henry Koda

Name of Person Signing

Signature

Date: July 7, 2004

Total number of pages including cover sheet, attachments, and document: [38]

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:

Mail Stop Assignment Recordation Services
Director of the U.S. Patent & Trademark Office
P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450

07/15/2004 6TOM11 00000028 1285130

01 FC:8521

40.00 OP

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

In re Registration of:

MediaLeaves, Inc.

Registration No: 1,285,130

Date of Registration: July 10, 1984

Mark: MSX

**REQUEST FOR RECORDATION OF
CHANGE OF NAME AND CHANGE OF ADDRESS OF TRADEMARK REGISTRANT**

Mail Stop Assignment Recordation Services
Director of the U.S. Patent & Trademark Office
P.O. Box 1450
Alexandria, VA 22313-1450

Dear Sir:

On November 18, 2002, the registrant of the above-identified U.S. Trademark Registration No. 1,285,130 changed its name ASCII Corporation to:

MediaLeaves, Inc.

In addition, on October 15, 2002, the Registrant of the above-identified trademark registration, moved to:

34, Shinanomachi, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan

As an evidence of the above change, enclosed herewith are copies of the Certified Copy of the Closed Company Register and Certified Copy of the Company register that show the change of name of the above trademark owner from ASCII Corporation to MediaLeaves, Inc. and the change of address to 34, Shinanomachi, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan along with verified English translations of the first pages of each of the Certified Copies and Notarizations of the Declarations.

A Revocation and New Power of Attorney signed by Mr. Mineo Eukuda, Chairman, Representative Director of MediaLeaves, Inc., a recordation Form Cover Sheet and our check for \$40.00 to cover the recordation fee set forth in 37 CFR 2.6(b)(6) are also enclosed.

Accordingly, it is respectfully requested that the Trademark Office record the above change of address based upon the enclosed documents.

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

Owner of Registration:
 MediaLeaves, Inc. (formerly Ascii Corporation))
 Registration Nos.: 1,285,130)
 Registration Date: July 10, 1984.)
 Mark: MSX)

REVOCATION AND NEW POWER OF ATTORNEY

Hon. Commissioner for Trademarks
 2900 Crystal Drive
 Arlington, Virginia 22202-3513

Dear Sir,

MediaLeaves, Inc., formerly ASCII Corporation, as the owner of the above-identified United States Trademark Registration by assignment (Reel/Frame: 0729/0992) does hereby revoke all powers of attorney previously given and does hereby appoint the following attorneys as the owner's representatives upon whom notice or process in the proceedings affecting the mark may be served.

H. Henry Koda
 William L. Androlia

Reg. No. 27,729
 Reg. No. 27,177

Send Correspondence to:

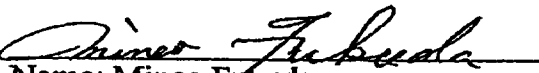
Direct Telephone Calls to:

KODA & ANDROLIA
 2029 Century Park East
 Suite 1430
 Los Angeles, CA 90067

KODA & ANDROLIA
 (310) 277-1391

MediaLeaves, Inc.

Date: July 5, 2004

By: 
 Name: Mineo Fukuda
 Title: Chairman, Representative Director

DECLARATION

I, Masashi MIYAKAWA, having my office at 9-1-7, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, Japan, do solemnly and sincerely declare:

1. That I am well acquainted with the Japanese and English languages, and

2. That the attached document:

Certified Copy of the Closed Company Register

is true translation into the English language.

And I make this solemn declaration conscientiously believing the same to be true and correct.


Masashi MIYAKAWA

NOTARIAL CERTIFICATE

Registration No. 858 of 2004

Subscribed and affirmed before me on this 21st day of April, 2004.


Notary: SHOJI MIZOGUCHI 



認 証



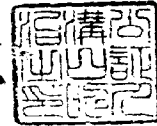
囑託人 宮川正司 は、本公証人の前で添付証書に署名した。

よって、これを認証する。

平成16年 4月21日、本公証人役場において
東京都千代田区麹町5丁目2番地1
東京法務局所属

公証人
Notary

溝口昭治
SHOJI MIZOGUCHI



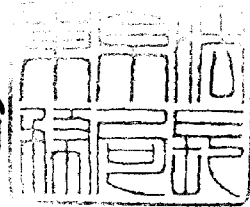
証 明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成16年 4月21日

東京法務局長

石井政治



APOSTILLE

(Convention de La Haye du 5 octobre 1961)

1. Country: JAPAN

This public document

2. has been signed by SHOJI MIZOGUCHI

3. acting in the capacity of Notary of the Tokyo Legal Affairs Bureau

4. bears the seal/stamp of

Certified

5. at Tokyo

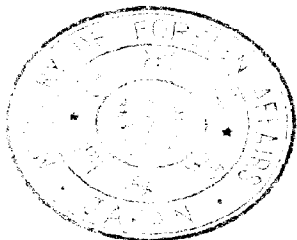
6. 21 st April , 2004

7. by the Ministry of Foreign Affairs

8. 04- N^o 012486

9. Seal/stamp:

10. Signature



Shinichi HAGIWARA
For the Minister for Foreign Affairs



T x 1 0

Abridgment of Company Register

Company Name: Kabushiki Kaisha Ascii ("Ascii Corporation" in English)

Head Office: 11-5, Minami Aoyama 5-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan

11-1, Minami Aoyama 6-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan

Date of change: April 1, 1993

Date of registration: April 8, 1993

Mode of Publication: Published on daily newspaper "Nihon Keizai Shimbun".

(Omitted)

Head Office: 33-10, Yoyogi 4-chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

Date of change: June 30, 1993

Date of registration: July 29, 1993

(The register was closed on the same date).

This is to certify that this is the certified copy of closed company register.

November 20, 2003

Cho Nishizawa, Registrar, Minatoku Office, Tokyo Legal Affairs Bureau



平成 3 年 6 月 2 7 日 変 更 平 成 3 年 7 月 5 日

13. 広告代理業

14. 不動産の賃貸、仲介、売買および管理

15. 都市開発、地域開発、環境整備等に関するコンサルティング業務

16. 空港および空港に付帯する各種施設の運営

17. 航空機の運航ならびに航空機の販売および輸出入

18. 代金前払および後払方式による磁気カードの発行および販売

19. 有価証券の保有および運用

20. 美術品、古美術品、美術工芸品等の販売および輸出入

21. 日用品・雑貨の販売および輸出入

22. 前各号に付帯する一切の業務

目 的

1. 書籍・雑誌の出版、販売および輸出入

2. コンピュータ・ソフトウェアの開発、製造、販売および輸出入

3. 半導体、集積回路等の電子部品の開発、製造、販売および輸出入

4. 電子機器の販売および輸出入

5. コンピュータ通信システムの技術開発、設計および運用

6. コンピュータによる情報の提供および処理

7. 通信衛星を利用したデータの配信および放送

8. レコード、録音テープ、ビデオテープ、光学式ディスク、映画等の企画、制作、販売および輸出入

9. 教育、科学、文化、スポーツ等に関するカルチャー講座ならびにイベントの企画および運営

10. スポーツクラブ、スポーツ施設、保養施設等の運営

11. レストラン、ホテル、多目的ホール等の運営

12. 各種資格取得のための教室の経営

本店 東京都港区南青山5丁目1番5号

東京都港区南青山6丁目1番1号

役員に関する事項	年	月	日	原	因	年	月	日	原	因		
取締役 西 和彦	平成	年	月	日	登記	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 藤井章生	平成	年	月	日	登記	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 浜田義史	平成	年	月	日	登記	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 滝田賢太郎	平成	年	月	日	登記	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 藤木正友	平成	年	月	日	登記	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 高橋健一	平成	年	月	日	登記	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 渡辺 洋	平成	年	月	日	登記	年	月	日	平成	年	月	日

役員に関する事項	年	月	日	原	因	年	月	日	原	因			
取締役 錦織 亨	平成	年	月	日	登記	年	月	日	平成	年	月	日	
取締役 川添英孝	平成	年	月	日	登記	年	月	日	平成	年	月	日	
取締役 鈴木 豊	平成	4年	6月	26日	登記	平成	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 西村弘紀	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 中村 奏	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 小島文隆	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	平成	年	月	日
取締役 野村英三	平成	4年	6月	26日	登記	平成	年	月	日	平成	年	月	日
代表取締役 西 和彦	平成	4年	6月	26日	登記	平成	年	月	日	平成	年	月	日

本店 東京都港区南青山5丁目1番5号

東京都港区南青山6丁目11番1号

役員に関する事項	年	月	日	原	因	年	月	日	
監査役 武井良治	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
監査役 堀越 董	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
監査役 霜村正巳	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
取締役 橋本孝久	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
取締役 能勢 仁	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
取締役 藤原 洋	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
取締役 吉村文雄	平成	年	月	日	登	記	年	月	日

役員に関する事項	年	月	日	原	因	年	月	日	
橋本孝久 東京都港区南青山5丁目1番5号	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
代表取締役 橋本孝久 東京都港区南青山5丁目1番5号	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
代表取締役 藤井章生	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
以上2名就任	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
代表取締役 藤井章生	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
以上3名重任	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
取締役 橋本孝久	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
取締役 能勢 仁	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
取締役 藤原 洋	平成	年	月	日	登	記	年	月	日
取締役 吉村文雄	平成	年	月	日	登	記	年	月	日

TRADEMARK

REEL: 003008 FRAME: 0136

株式会社 アスキ

その他の事項

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

東京都港区南青山6丁目11番6号 株式会社アスキ・コミュニケーションズ770号
（株）アスカ 昭和58年4月1日登記

東京都港区南青山6丁目11番5号 株式会社アスキ・マイソフト
（株）アスカ 昭和59年7月6日登記

昭和59年6月21日 株式の譲渡制限に関する規定 停止

昭和59年7月6日 登記
代表取締役代理人の氏名及び住所並びに営業所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
三田信託銀行株式会社本店

昭和59年6月21日 設置 昭和59年7月6日 登記

一単位の株式の数 1,000株
昭和59年8月1日 設定 昭和59年8月10日 登記

本店 東京都港区代々木4丁目33番10号
平成5年8月30日 移転 平成5年9月29日 登記同日閉鎖

TRADEMARK

転換価額 金 11,900 円

平成3年 1月 14日 更正

転換社債の総額

~~金 747,500.000 スイス・フラン~~

平成2年 12月 31日 変更

平成3年 1月 14日 登記

調整後転換価額の算式

既発行株式数 × 1株当り払込金額

調整前転換価額 × 既発行株式数 + 新発行株式数

平成3年 5月 14日 更正

転換社債の総額

~~142,900.000 スイス・フラン~~

平成3年 4月 30日 変更

平成3年 5月 14日 登記

転換社債の総額

137,150,000 スイス・フラン

平成3年 5月 31日 変更

平成3年 6月 10日 登記

転換社債の総額

136,050,000 スイス・フラン

平成3年 6月 30日 変更

平成3年 7月 5日 登記

転換社債の総額

129,050,000 スイス・フラン

平成3年 6月 30日 変更

平成3年 8月 8日 登記

転換社債の総額

121,050,000 スイス・フラン

平成4年 3月 31日 変更

平成4年 4月 7日 登記

転換社債の総額

1650,000 スイス・フラン

平成5年 3月 31日 変更

平成5年 4月 8日 登記

転換社債

1995年9月30日満期スイス・フラン建転換社債

転換社債の総額 金 150,000,000 スイス・フラン

各転換社債の金額 金 50,000 スイス・フラン

各転換社債につき払込んだ金額 全額

社債を株式に転換することをすべきこと

本社債はこれを株式に転換することができるものとする。

転換の条件

本社債は、転換請求にかかる本社債の額面金額の合計額を、1 スイス・フラン = 112.47 円の固定為替レートによりスイス・フランから円貨類に換算し、下記転換価額につき当社記名式額面普通株式 1 株の割合をもって同株式に転換することができる。但し、転換によって生じる 1 株未満の端数は、一定の場合を除いて切り捨て、現金による調整は原則として行わない。

転換価額は、本社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに普通株式を発行する場合、次の算式により調整される。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} \times \text{新発行株式数} + \text{1株当り時価}}{\text{転換価額} \times \text{株式数} + \text{既発行株式数} \times \text{新発行株式数}}$$

また、転換価額は、株式配当、株式無償交付、株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る当初転換価額若しくは行使価額での転換社債若しくは新株引受権付社債の発行その他一定の場合にも適宜調整される。但し、法律上認められない限り、転換価額は、転換により発行される株式が当社記名式普通株式の場合には、その額面金額を下回らないものとする。

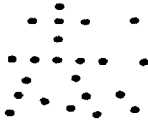
転換により発行される株式の内容

当社記名式額面普通株式（現在 1 株の額面金額 50 円）但し、当社が記名式無額面普通株式を発行する場合は、当社記名式無額面普通株式とすることができる。転換の請求を為すことを得べき期間

1990年10月1日から1995年9月20日（本社債が期限内に償還された場合は、当該償還日の5営業日前）の営業終了時まで。（日本時間）

平成2年 10月 1日 登記

TRADEMARK

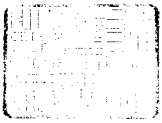


これは閉鎖登記簿の謄本である。

平成15年11月20日

東京法務局港出張所

登記官 西沢 長



DECLARATION

I, Masashi MIYAKAWA, having my office at 9-1-7, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, Japan, do solemnly and sincerely declare:

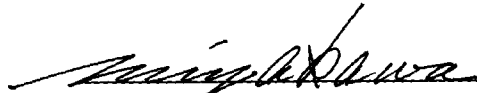
1. That I am well acquainted with the Japanese and English languages, and

2. That the attached document:

Certified Copy of the Company Register

is true translation into the English language.

And I make this solemn declaration conscientiously believing the same to be true and correct.

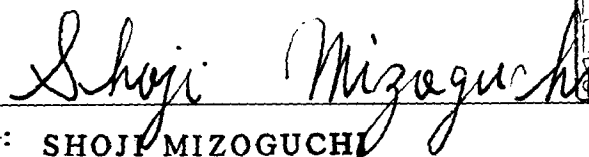



Masashi MIYAKAWA

NOTARIAL CERTIFICATE

Registration No. 857 of 2004

Subscribed and affirmed before me on this 21st day of April, 2004.

 
Notary: SHOJI MIZOGUCHI



認 証

嘱託人 宮川正司 は、本公証人の前で添付証書に署名した。

よって、これを認証する。

平成16年 4月21日、本公証人役場において
東京都千代田区麹町5丁目2番地1
東京法務局所属

公証人
Notary

溝口 昭治
SHOJI MIZOGUCHI



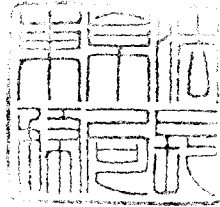
証 明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成16年 4月21日

東京法務局長

石井 政治



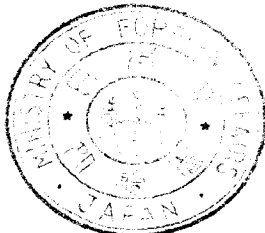
APOSTILLE

(Convention de La Haye du 5 octobre 1961)

- 1. Country: JAPAN
This public document
- 2. has been signed by SHOJI MIZOGUCHI
- 3. acting in the capacity of Notary of the Tokyo Legal Affairs Bureau
- 4. bears the seal/stamp of

Certified

- 5. at Tokyo
- 6. 21 st April , 2004
- 7. by the Ministry of Foreign Affairs
- 8. 04- NO 012485
- 9. Seal/stamp:
- 10. Signature



S. Hagiwara

Shinichi HAGIWARA
For the Minister for Foreign Affairs



Partial Translation of Certificate of the All Items of Brief History of Corporation

34, Shinanomachi, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan
Kabushiki Kaisha MediaLeaves ("MediaLeaves, Inc." in English)
Corporation No. 0111-01-034385

Company Name: Kabushiki Kaisha Ascii ("Ascii Corporation" in English)
Kabushiki Kaisha MediaLeaves ("MediaLeaves, Inc." in English)
Changed on November 18, 2002
Registered on November 18, 2002

Head Office: 34, Shinanomachi, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan
Mode of Advertisement: Published on Nihon Keizai Shimbun Newspaper
Date of Establishment: May 24, 1977

(Omitted)

Items as to register: Change of address of head office on October 15, 2002
From 33-10, Yoyogi 4-chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan
Registered on October 30, 2002

This is to certify that the items mentioned above are the all effective items recorded in
the register.

December 3, 2003

Masao Hasegawa, Registrar, Shinjuku Office, Tokyo Legal Affairs Bureau

履歴事項全部証明書

東京都新宿区信濃町34番地
 株式会社メディアリーヴス
 会社法人等番号 0111-01-034385

商号	株式会社アスキー	
	株式会社メディアリーヴス	平成14年11月18日変更 平成14年11月18日登記
本店	東京都新宿区信濃町34番地	
公告をする方法	日本経済新聞に掲載してこれを行う	
会社成立の年月日	昭和52年5月24日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>書籍・雑誌の出版、販売、仲介および輸出入</u> 2. <u>コンピュータ・ソフトウェアの開発、製造、販売、仲介および輸出入</u> 3. <u>半導体、集積回路等の電子部品の開発、製造、販売、仲介および輸出入</u> 4. <u>電子機器の販売、仲介および輸出入</u> 5. <u>コンピュータ通信システムの技術開発、設計および運用</u> 6. <u>コンピュータによる情報の提供および処理</u> 7. <u>通信衛星を利用したデータの配信および放送</u> 8. <u>レコード、録音テープ、ビデオテープ、光学式ディスク、映画等の企画、制作、販売、仲介および輸出入</u> 9. <u>特許、著作権、商標権、意匠権等の知的所有権の取得、管理、販売、仲介および使用許諾</u> 10. <u>教育、科学、文化、スポーツ等に関するカルチャー講座ならびにイベントの企画および運営</u> <ol style="list-style-type: none"> 11. <u>スポーツクラブ、スポーツ施設、保養施設等の運営</u> 12. <u>レストラン、ホテル、多目的ホール等の運営</u> 13. <u>各種資格取得のための教室の経営・</u> 14. <u>広告代理業</u> 15. <u>不動産の賃貸、仲介、売買および管理</u> 16. <u>都市開発、地域開発、環境整備等に関するコンサルティング業務</u> 17. <u>空港および空港に附帯する各種施設の運営</u> 18. <u>航空機の運航ならびに航空機の販売および輸出入</u> 19. <u>代金前払および後払方式による磁気カードの発行および販売</u> 20. <u>有価証券の保有および運用</u> <ol style="list-style-type: none"> 21. <u>古物の販売、仲介および輸出入</u> 22. <u>美術品、古美術品、美術工芸品等の販売、仲介および輸出入</u> 23. <u>日用品・雑貨の販売、仲介および輸出入</u> 24. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>書籍・雑誌の出版、販売、仲介および輸出入</u> 2. <u>コンピュータ・ソフトウェアの開発、製造、販売、仲介および輸出入</u> 3. <u>半導体、集積回路等の電子部品の開発、製造、販売、仲介および輸出入</u> 4. <u>電子機器の販売、仲介および輸出入</u> 5. <u>コンピュータ通信システムの技術開発、設計および運用</u> 	

- 6. コンピュータによる情報の提供および処理
- 7. 通信衛星を利用したデータの配信および放送
- 8. レコード、録音テープ、ビデオテープ、光学式ディスク、映画等の企画、制作、販売、仲介および輸出入
- 9. 特許、著作権、商標権、意匠権等の知的所有権の取得、管理、販売、仲介および使用許諾
- 10. 教育、科学、文化、スポーツ等に関するカルチャー講座ならびにイベントの企画および運営
- 11. スポーツクラブ、スポーツ施設、保養施設等の運営
- 12. レストラン、ホテル、多目的ホール等の運営
- 13. 各種資格取得のための教室の経営
- 14. 広告代理業
- 15. 不動産の賃貸、仲介、売買、管理および鑑定
- 16. 都市開発、地域開発、環境整備等に関するコンサルティング業務
- 17. 空港および空港に附帯する各種施設の運営
- 18. 航空機の運航ならびに航空機の販売および輸出入
- 19. 代金前払および後払方式による磁気カードの発行および販売
- 20. 有価証券の取得、保有、運用および売買
- 21. 古物の販売、仲介および輸出入
- 22. 美術品、古美術品、美術工芸品等の販売、仲介および輸出入
- 23. 日用品・雑貨の販売、仲介および輸出入
- 24. 会社の合併、営業譲渡、株式譲渡および企業提携の斡旋
- 25. 経営コンサルティング業務
- 26. 投資事業組合財産の運用および管理
- 27. 融資および融資の斡旋、保証ならびに代行業務
- 28. 前各号に附帯する一切の業務

平成15年 3月31日変更 平成15年 4月14日登記

- 1. 書籍・雑誌・楽譜の出版、販売、仲介および輸出入
- 2. コンピュータ・ソフトウェアの開発、製造、販売、仲介および輸出入
- 3. 半導体、集積回路等の電子部品の開発、製造、販売、仲介および輸出入
- 4. 電子機器の販売、仲介および輸出入
- 5. コンピュータ通信システムの技術開発、設計および運用
- 6. コンピュータによる情報の提供および処理
- 7. 通信放送システムを利用したウェブコンテンツ、プログラムおよびデータ等の配信ならびに放送事業
- 8. 一般放送事業
- 9. レコード、録音テープ、ビデオテープ、光学式ディスク、映画、催し物等の企画、立案、制作、運営、販売、配給、興業、仲介および輸出入
- 10. 特許、著作権、商標権、意匠権等の知的所有権ならびにテレビ放映権および有線テレビ放映権の取得、管理、販売、仲介および使用許諾
- 11. 音楽著作権の管理
- 12. 音楽著作物の利用の開発
- 13. 教育、科学、文化、スポーツ等に関するカルチャー講座ならびにイベントの企画および運営
- 14. 各種資格取得のための教室の経営
- 15. 広告代理業
- 16. 不動産の賃貸、仲介、売買、管理および鑑定
- 17. 代金前払および後払方式による磁気カードの発行および販売
- 18. 有価証券の取得、保有、運用および売買
- 19. 古物の販売、仲介および輸出入

	20. 日用品・雑貨の販売、仲介および輸出入 21. 玩具の企画、開発および販売 22. 通信販売業務 23. 食品の販売 24. 会社の合併、営業譲渡、株式譲渡および企業提携の斡旋 25. 経営コンサルティング業務 26. 投資事業組合財産の運用および管理 27. 融資および融資の斡旋、保証ならびに代行業務 28. 前各号に附帯する一切の業務 平成15年 5月26日変更 平成15年 6月 5日登記
一単元の株式の数	<u>1000株</u>
	普通株式 1000株 優先株式 1000株 平成15年 9月 1日登記
発行する株式の総数	<u>4億6997万8529株</u>
	17億株 平成15年 3月 1日変更 平成15年 3月 5日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>4億1806万5762株</u>
	発行済株式の総数 <u>4億2681万5762株</u> 平成15年 3月 1日変更 平成15年 3月 5日登記
	発行済株式の総数 11億9488万1524株 各種の株式の数 普通株式 8億4488万1524株 優先株式 3億5000万株 ①第一回優先株式(優先配当金0.45円) 3億5000万株 平成15年 9月 1日登記
資本の額	<u>金38億7100万円</u>
	<u>金10億円</u> 平成15年 2月15日変更 平成15年 2月21日登記
	金10億3500万円 平成15年 3月 1日変更 平成15年 3月 5日登記

発行する各種株式
の内容及び数

- 普通株式 13億5000万株
優先株式 3億5000万株
1. 優先利益配当金
 - ①毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき0.5円を上限として、優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金（以下「優先株式配当金」という。）を支払う。
 - ②前項にかかわらず、平成16年3月31日の最終の株主名簿に記載された優先株主または優先登録質権者に対して支払う優先株式配当金は、優先株式1株につき0.685円とする。
 - ③ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）は、優先株主または優先登録質権者に対し、優先株式配当金に先立ち支払われるものとする。
 - ④優先株主または優先登録質権者に対しては優先株式配当金を超えて配当はしない。
 2. 優先中間配当金
 - ①定款第37条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先株式配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先株式中間配当金」という。）を支払う。優先株式中間配当金が支払われた場合においては、前条の優先株式配当金の支払いは、優先株式中間配当金を控除した額による。
 - ②前項にかかわらず、平成15年9月30日の最終の株式名簿に記載された優先株主または優先登録質権者に対して支払う優先株式中間配当金は、優先株式1株につき0.46円とする。
 3. 残余財産の分配
 - ①残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき10円および累積未払配当金の合計額を支払う。
 - ②優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
 4. 株式の分割または併合、新株引受権等の付与
法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主または優先登録質権者には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
 5. 株式の買受
普通株式または優先株式のうち、いずれかまたは両者につきその全部または一部の買受けを行うことができる。
 6. 株式の消却
 - ①取締役会の決議をもって、その有する普通株式または優先株式のうち、いずれかまたは両者につきその全部または一部の消却を行うことができる。
 - ②平成14年9月21日の翌日から8年後の応当日までの間で、かつ取締役会が定める日（以下「優先株式消却日」という。）において、株主に配当すべき利益をもって優先株式の全部または一部を消却することができる。ただし、一部消却の場合は、抽選その他の方法により行う。本項により優先株式を消却する場合、当社は優先株主および優先登録質権者に対し、

	<p>優先株式1株につき、優先株式消却日の時期に応じて以下の金額を支払う。</p> <p>平成14年9月21日の翌日から1年後の応当日まで 11円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の1年後の応当日の翌日から2年後の応当日まで 10.5円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の2年後の応当日の翌日から3年後の応当日まで 10.4円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の3年後の応当日の翌日から5年後の応当日まで 10.3円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の5年後の応当日の翌日から7年後の応当日まで 10.2円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の7年後の応当日の翌日から8年後の応当日まで 10円と累積未払配当金の合計額</p> <p>7. 議決権 優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>8. 転換予約権 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換をすることができる。</p> <p style="text-align: right;">平成15年 9月 1日登記</p>
<p>転換予約権付株式の転換の条件及び転換請求期間（定款に定めのない場合）</p>	<p>第一回優先株式の転換の条件及び転換請求期間</p> <p>①転換の条件 優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式に転換することができる。</p> <p>イ. 当初転換価額 普通株式1株当り10円</p> <p>ロ. 転換価額の調整</p> <p>(i) 下記(iv)の第1号ないし第3号に掲げる事由により当会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって調整する。 (コンバージョン・プライス方式)</p> $\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換} \\ \text{価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新発行} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当り発行} \\ \text{処分価額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$ <p>(ii) 転換価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の前日における当会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）とする。</p> <p>(iii) 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、優先株主に対して、その旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。</p> <p>(iv) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合および調整後の転換価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。</p> <p>1) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行または処分する場合 調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>2) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。</p> <p>3) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券、または転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合 調整後の転換価額はその発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全てが転換または全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(v) 上記 (iv) に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日および必要な事項を通知したうえでその承諾を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>1) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、または株式の併合のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>2) 前号のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>3) 上記 (iv) の第3号に定める証券の転換期間または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全ての転換または新株予約権の行使請求が行われた場合を除く。</p> <p>ハ. 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ <p>発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>②転換請求期間 平成22年9月22日から平成30年9月21日まで。 平成15年 9月 1日登記</p>									
<p>名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所</p>	<p>東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 <u>みずほ信託銀行株式会社本店</u></p>									
	<p>東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 平成15年 3月12日変更 平成15年 3月17日登記</p>									
<p>役員に関する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td>取締役</td> <td>江原伸好</td> <td>平成14年 6月26日重任</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>江原伸好</td> <td>平成15年 6月24日重任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成15年 7月 7日登記</td> </tr> </table>	取締役	江原伸好	平成14年 6月26日重任	取締役	江原伸好	平成15年 6月24日重任			平成15年 7月 7日登記
取締役	江原伸好	平成14年 6月26日重任								
取締役	江原伸好	平成15年 6月24日重任								
		平成15年 7月 7日登記								

	<u>取締役</u>	<u>林 竜 也</u>	平成14年 6月26日重任
	取締役	林 竜 也	平成15年 6月24日重任
			平成15年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>山 本 修</u>	平成14年 6月26日重任
	取締役	山 本 修	平成15年 6月24日重任
			平成15年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 森 哲 郎</u>	平成14年 6月26日就任
	取締役	小 森 哲 郎	平成15年 6月24日重任
			平成15年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉 井 重 治</u>	平成14年 6月26日就任
	取締役	吉 井 重 治	平成15年 6月24日重任
			平成15年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>濱 村 弘 一</u>	平成14年11月18日就任
			平成14年11月29日登記
	取締役	濱 村 弘 一	平成15年 6月24日重任
			平成15年 7月 7日登記
	取締役	福 岡 俊 弘	平成15年11月 6日就任
			平成15年11月19日登記
	取締役	松 本 秀 寿	平成15年11月 6日就任
			平成15年11月19日登記

東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102号 代表取締役 <u>小森哲郎</u>	平成14年 6月26日就任
東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102号 代表取締役 <u>小森哲郎</u>	平成15年 6月24日重任
	平成15年 7月 7日登記
東京都調布市緑ヶ丘二丁目41番地60 代表取締役 <u>濱村弘一</u>	平成14年11月18日就任
	平成14年11月29日登記
東京都調布市緑ヶ丘二丁目41番地60 代表取締役 <u>濱村弘一</u>	平成15年 6月24日重任
	平成15年 7月 7日登記
<u>監査役</u> <u>堀越董</u>	平成12年 6月28日重任
	平成14年11月17日辞任
	平成14年11月29日登記
<u>監査役</u> <u>霜村正巳</u>	平成12年 6月28日重任
	平成14年11月17日辞任
	平成14年11月29日登記
<u>監査役</u> <u>森川武志</u>	平成12年 6月28日重任
	平成15年 6月24日退任
	平成15年 7月 7日登記
<u>監査役</u> <u>古川健治</u>	平成12年 6月28日就任
<u>監査役</u> <u>古川健治</u>	平成15年 6月24日重任
	平成15年 7月 7日登記

	監査役	川 上 深	平成14年11月18日就任
			平成14年11月29日登記
			平成15年 6月24日退任
			平成15年 7月 7日登記
	監査役	水 島 正	平成15年 6月24日就任
			平成15年 7月 7日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。		平成15年 1月21日登記
	当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。		平成15年 1月21日登記
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 68000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、その行使により会社が会社の普通株式を新たに発行又はこれに代えて会社の有する会社の普通株式を移転する数は、次のとおりとする。なお、次の算式において、「行使価額」とは、下記各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額記載の行使価額をいう。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{金8円に新株予約権者が行使請求のため提出した新株予約権の数を乗じた金額}}{\text{行使価額}} \times 1000$ <p>但し、行使により生じる1株（又は会社が端株制度を採用する場合は1端株）未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 各新株予約権の発行価額 金731円</p>		

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
 新株予約権の行使に際して発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初8円とする。

行使価額の調整

①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって会社の普通株式を発行又は処分する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

③行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券、又は行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全てが転換又は全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。

上記の事由により会社の発行済普通株式数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

上記に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の行使価額、適用の日及び必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。

(1) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、又は株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

(2) 上記③に定める証券の新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、その証券の全ての新株予約権の行使請求が行われた場合を除く。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\begin{aligned} & \text{調整後} \quad \text{既発行} \quad \text{調整前} \quad \text{新発行} \cdot \quad \text{1株当たり発行} \\ & \text{行使} \quad \text{株式数} \times \text{行使価額} + \text{処分株式数} \times \text{処分価額} \\ & \text{価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \end{aligned}$$

行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済普通株式数（但し、会社が自己株式として保有する普通株式の数は含まない。）とし、また、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」には、会社が株主割当日において有する当社株式に割当てられる株式数を含まないものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年5月21日から平成19年5月20日まで。

権利行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合は、その前営業日が最終日となるものとする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権者は、新株予約権行使時において、会社又はその子会社の取締役たる地位及びメディアリーヴス新株予約権投資組合の組合員たる地位に

	<p>あることを要する。但し、新株予約権を行使できることについて会社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>②本新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権を行使する場合は、その有する新株予約権の全部を行使しなければならず、その一部を行使することはできない。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①会社は、会社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、会社が分割会社となる人的会社分割についての分割契約書・分割計画書もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は会社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、会社は新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>②新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき、行使できないものが生じたとき、その他取締役会が適当と認めた場合は、会社は当該新株予約権を有償で消却することができる。かかる場合、会社は新株予約権者に対し新株予約権一個につき金250円を支払う。</p> <p style="text-align: right;">平成15年 5月28日登記</p>
	<p>第2回新株予約権 新株予約権の数 14690個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、その行使により会社が会社の普通株式を新たに発行又はこれに代えて会社の有する会社の普通株式を移転する数は、新株予約権1個につき普通株式1000株とする。</p> <p>なお、会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、新株予約権発行後、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、会社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は会社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>各新株予約権の発行価額 無償</p>

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使により発行又は交付される株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初8円とし、新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、会社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額を次の算式により調整する。この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、会社が行使価額を下回る価額で株式を新たに発行又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、上記新株の発行又は自己株式の処分がなされた日の前日における会社の発行済普通株式数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、「新規発行株式数」には、会社が株主割当日において有する当社株式に割り当てられる株式数を含まないものとし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行後、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、会社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は会社が吸収分割又は新設分割を行う場合、会社は合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年8月26日から平成19年5月20日まで。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、会社又はその子会社の従業員の地位にあることを要する。但し、役員就任、任期満了による退任、定年退職その他会社が認める正当な理由のある場合で、新株予約権を行使できることについて会社の取締役会の承認がある場合にはこの限りでない。
- ②新株予約権者は、Unison Capital Partners, L.P.（以下「UPC」という。）が、その保有するユニゾン・メディア・パートナーズ株式会社（以下「UMP」という。）の普通株式（但し、会社及びUMPとの間における、会社を存続会社、UMPを消滅会社とする合併の効力発生後においては会社の普通株式）の全部又は一部を第三者に譲渡（以下「本件譲渡」という。但し、一部の譲渡の場合は、当該譲渡の結果、UCPの保有するUMPの株式（但し、会社及びUMPとの間における、会社を存続会社、UMPを消滅会社とする合併の効力発生後においては会社の株式）に係る議決権の数が、発行済株式の総議決権数の50%未満になる場合に限るものとする。）する旨の契約（以下「本件譲渡契約」という。）を締結した場合にのみ権利行使することができる。
- ③上記②の規定にかかわらず、新株予約権者は、本件譲渡契約に基づき本件譲渡が履行され、その旨の通知がUCPから会社に到達した日の翌日から、

新株予約権を行使できないものとする。
 ④新株予約権者は、新株予約権を行使する場合は、その有する新株予約権の全部を行使しなければならず、その一部を行使することはできない。
 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
 ①会社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は会社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書もしくは株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合、新株予約権は無償で消却することができる。
 ②新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使条件」①号に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、「新株予約権の行使条件」③号に基づき新株予約権を行使できなくなった場合、その他取締役会が適当と認めたときは、当該新株予約権を無償で消却することができる。
 ③会社は、未行使の新株予約権を会社が取得した場合には、いつでもこれを無償で消却することができる。

平成15年 8月22日登記

合併によりユニゾン・メディア・パートナーズ株式会社から承継した第1回新株予約権

新株予約権の数
 35個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、その行使により会社が会社の普通株式を新たに発行またはこれに代えて会社の有する会社の普通株式を移転（以下、会社の普通株式の発行または移転を会社の普通株式の「交付」という。）する数は、次のとおりとする。なお、次の算式において、「行使価額」とは、下記記載の行使価額をいう。

金2684万円に新株予約権者が行使請求
 のため提出した新株予約権の数を乗じた金額

$$\text{株式数} = \frac{\text{行使価額}}{\text{行使価格}}$$

但し、行使により生じる1株（または会社が端株制度を採用する場合は1端株）未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

各新株予約権の発行価額
 無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
 新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、金2684万円とする。
 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額は、当初8円（以下、「行使価額」という。）とする。なお、①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって会社の普通株式を発行または処分、②株式の分割により普通株式を発行、③行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券、又は行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行により会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

上記に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の行使価額、適用の日および必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。

- 1) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、または株式の併合のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- 2) 前号のほか、会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- 3) 上記③に定める証券の新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全ての新株予約権の行使請求が行われた場合を除く。

（コンバージョン・プライス方式）

$$\text{調整後 払込価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新発行・処分 分株式数} \times \text{1株あたり発行 処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成14年9月21日から平成22年9月20日まで。（行使請求期間の最終日が会社の休業日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
なし

平成15年 9月 1日登記

新株の引受権の行使により発行すべき株式

第23回総会で決議された新株の引受権の行使により発行すべき株式新株の引受権

目的たる株式
52万9000株

発行価額

権利付与日における日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格（当日に該当する取引がない場合は、それに先立つ直近日の同じ日本証券業協会が公表する価格）に1.025を乗じた金

	<p>額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、権利付与日の前日の終値を下回らない金額とする。なお、当社が時価を下回る払込み金額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\frac{\text{調整後発行価額}}{\text{調整前発行価額}} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株数}}$ <p>なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>新株の引受権を行使することのできる期間 平成13年4月1日から平成16年3月31日まで</p>
会社分割	東京都新宿区信濃町34番地株式会社アスキーに分割 平成14年11月18日登記
吸収合併	東京都千代田区紀尾井町4番5号ユニゾン・メディア・パートナーズ株式会社を合併 平成15年9月1日登記
登記記録に関する事項	平成14年10月15日東京都渋谷区代々木四丁目33番10号から本店移転 平成14年10月30日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成15年12月 3日
 東京法務局新宿出張所
 登記官

長谷川 正 夫

